

検討のためのたたき台・その2

（第2 「判決宣告後の被告人の逃亡を防止するための方策」）

第2-1 禁錮以上の実刑判決の宣告後の裁量保釈（再保釈）について，同判決の宣告前の場合と比較して，要件を厳格なものとする

1 考えられる制度の枠組み

禁錮以上の実刑判決の宣告後の裁量保釈（再保釈）は，以下のいずれかの場合
合に限り，許すことができるものとする。

- 保釈されない場合の不利益が逃亡のおそれを上回るほど著しく高い場合
- 禁錮以上の実刑判決の宣告後であっても，保釈された場合の逃亡のおそれの程度が著しく低い場合

2 検討課題

- (1) 禁錮以上の実刑判決の宣告後の裁量保釈の判断の在り方
 - 禁錮以上の実刑判決の宣告により一般的・類型的に逃亡のおそれが高まることに鑑み，裁量保釈は，どのような考え方の下で判断されるのが相当か
- (2) 刑事訴訟法第90条との関係
 - (1)の判断の在り方は，刑事訴訟法第90条に規定されている判断の在り方と異なるものか
- (3) 具体的な規定の仕方
 - 刑事訴訟法第90条の規定を踏まえ，禁錮以上の実刑判決の宣告後の裁量保釈の判断の在り方を示すものとして，どのような規定とするのが適当か

第2-2 控訴審の判決宣告期日への出頭を被告人に義務付けること

1 考えられる制度の枠組み

- (1) 控訴審においては、禁錮以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人であって、保釈され又は勾留の執行を停止されているものは、判決宣告期日に出頭しなければならないものとする。
- (2) (1)の場合においては、裁判所は、被告人を召喚しなければならないものとする。

2 検討課題

- (1) 出頭義務を課すべき被告人の範囲
 - 第一審において禁錮以上の実刑判決を宣告された被告人に限るものとするか
 - 以下の被告人についても、出頭義務を課すものとするか
 - ① 現に勾留されている被告人
 - ② 保釈若しくは勾留執行停止を取り消され又は勾留執行停止の期間が満了した被告人であって身柄拘束されていないもの
 - ③ 在宅の被告人
- (2) 控訴審において宣告される判決の内容による出頭義務の有無
 - 禁錮以上の実刑判決以外の判決を宣告する場合においても、出頭義務を課すものとするか
- (3) 被告人が出頭義務に違反して控訴審の判決宣告期日に出頭しない場合の判決宣告の制限の要否・可否
 - 被告人が出頭義務に違反して判決宣告期日に出頭しない場合には、判決の宣告をすることができないものとするか
 - いかなる判決も宣告することができないものとするか

第2-3 禁錮以上の実刑判決の宣告後、被告人が現に逃亡した場合における制裁（保釈の取消し及び保証金の没取）を強化すること

1 考えられる制度の枠組み

- (1) 保釈された者が、禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた後、逃亡したときは、その逃亡が判決確定前であっても、決定で保釈保証金の全部又は一部を没取しなければならないものとする。
- (2) ア 禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた後、保釈され又は勾留の執行を停止されている被告人が逃亡したときは、検察官の請求により又は職権で、決定で保釈又は勾留執行停止を取り消すものとする。
イ アにより保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で保釈保証金の全部又は一部を没取しなければならないものとする。

2 検討課題

- (1) 保釈された者による禁錮以上の実刑判決の宣告後確定前の逃亡を理由とする保釈保証金の没取（上記1(1)）
 - 保釈された者が、禁錮以上の実刑判決の宣告により保釈が失効した後に、逃亡したときは、その逃亡が判決確定前であっても、保釈保証金を必要的に没取するものとするべきか
- (2) 禁錮以上の実刑判決の宣告後に逃亡した場合の保釈等の必要的取消し・保釈保証金の必要的没取（上記1(2)）
 - 禁錮以上の実刑判決の宣告後に保釈され又は勾留の執行を停止された者が逃亡した場合について、保釈又は勾留執行停止を必要的に取り消すものとするべきか
 - 禁錮以上の実刑判決の宣告後に保釈された者が逃亡し、保釈を取り消された場合について、保釈保証金を必要的に没取するものとするべきか

第2-4 禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた者が出国により刑の執行を免れることを防止する仕組み

1 考えられる制度の枠組み

- (1) ア 禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた者は、裁判所の許可を受けた場合を除き、出国してはならないものとする。
- イ アの許可をするときは、あらかじめ本邦への帰国を保証するに足りる保証金を納付させるものとし、許可された期間外に出国する場合又は許可された期間内に帰国しない場合には、保証金を没取するものとする。
- ウ アの者がアの許可を受けずに出国しようとした場合には、出国確認を留保（出入国管理及び難民認定法第25条の2参照）することができるものとし、許可を受けずに出国しようとしたことを理由として、保釈を取り消し、又は勾留することができるものとする。
- (2) 禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた被告人について、退去強制事由があるときは、そのことを理由として勾留することができるものとする。

2 検討課題

- (1) 対象とすべき者の範囲（上記1(1)）
- 禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた全ての者を対象とするか
 - 禁錮以上の実刑判決の宣告を受けていない者についても、対象とするか
- (2) 無許可での出国を防止する仕組み（上記1(1)）
- 無許可で出国しようとした被告人の出国をどのようにして防止するか
 - 無許可で出国しようとしたことを理由として保釈を取り消し、又は勾留することができるものとするのは相当か
- (3) 出国の許可等の仕組み（上記1(1)）
- どのような場合に出国を許可することができるものとするか
 - 保証金の額は、どのような事情を考慮して決するものとするか
 - どのような場合に保証金を没取するものとするか
- (4) 出国制限の効果（上記1(1)）
- 禁錮以上の実刑判決の宣告による出国制限の効果は、どのような場合に失われるものとするか

(5) 退去強制による出国を防止する仕組み（上記1(2)）

- 禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた者について，退去強制事由があることを理由として勾留することは相当か